

令和5年2月15日

愛知県教育委員会教育長殿

給特法違反の旅行命令による出張旅費の支給についての陳情

住所

氏名 井上輝彦

電話番号

1 陳情の趣旨

県内の市町村立学校で、修学旅行の下見の出張旅費が支給されたが、祝日に出張を命じることが給特法違反であるとして、旅費の返納処理が必要となる事例が発覚した。(資料1)

しかし、校長が決裁をした旅行命令によるものならば、代休を与え旅費を支給すべきである。

今後も中総体の審判業務等で誤って祝日に旅行命令がなされることも考えられることから、給特法違反の旅行命令であっても出張旅費を支給することを求める。

2 陳情項目

- (1) 給特法違反の旅行命令であっても出張を行った教員に旅費を支給すること。

